

博士論文の要旨及び審査結果の要旨

氏名	NANG Nwe Ni Nyunt
学位	博士（法学）
学位記番号	新大院博（法）第34号
学位授与の日付	令和3年3月23日
学位授与の要件	学位規則第3条第3項該当
博士論文名	Personal Actions for Remedies by Minority Shareholders in U.K., Japan and Myanmar (英国、日本およびミャンマーの少数株主保護のための訴え)
論文審査委員	主査教授 吉田 正之 副査教授 沢田 克己 副査教授 梅津 昭彦

博士論文の要旨

本論文は、ミャンマー法において少数株主の利益が経営陣の行為により害された場合の救済のための訴えに関する立法、その解釈および運用をより発展させることを目的とする。

そのために、ミャンマー法の母法である英国法ならびに、英国とその問題点をある程度共有する日本法および日本の判決をミャンマー法と比較するという手法を採用し、株式会社における少数株主保護のための訴えに関する議論を展開している。

本論文は、以下のとおり構成されている。

第一章では、英国会社法（2006年）に定められる、不公正な侵害に対する訴えについて論じている。この訴えは株主代表訴訟に関連するものであり、この訴えと株主代表訴訟に関する原則とルールを分析し論じている。まず、英国会社法の規定に関して、その特徴と概念に関する改正前の解釈を整理している。当時、株主代表訴訟制度の原則とルールに関して、不公正な侵害に対する訴えや固有の原告の原則の範囲を広げ、取締役の行為、英国会社法に認められる救済の種類、提訴期間そして訴訟費用を修正するための英国の裁判官の努力がなされた。その結果、英国の裁判所は、同様に株主代表訴訟を伴う不公正な侵害に対する訴えのもとで請求する公開会社の株主のための救済を考慮すべきであることが指摘されている。

第二章は、日本における一人または少数の株主によってなされる訴訟について論じている。日本では新株発行後に株主救済に関する問題が発生することから、株主の救済に関する条文や、裁判所の考え方や判断について検討している。俯瞰すると、株主の平等、株主の不利益といった民事訴訟法とも関わる条文について論じている。この場面での株主の請求は、新株発行差止め、新株発行無効、新株発行不存在や損害賠償といったものであった。裁判所の考え方は、会社全体の経済的利益を考慮するものであり、そして、裁判所はほとんど原告株主の請求を認める傾向にあった。本章の意義は、株主の直接および間接の損害や会社のために規定された提訴期間に関する議論や分析と提訴期間に関する裁判所の考え方に注目したことにある。

第三章において、ミャンマー会社法の法規定について論じている。ミャンマー会社法は、少数株主の利益の不公正な侵害に対する訴えと株主代表訴訟による株主救済を新たに規定している。そのため、本章では、ミャンマー会社法の諸規定について分析し論じている。しかしながら、ミャンマー会社法は成立して間もないことから、裁判所がよって立つ原則やルールを欠いている。その結果、株主代表訴訟と不公正な侵害に対する訴えの両方についてその内容を明確にしなければならない。救済の種類に関し、制定法上の救済として裁判所が認めることができる「損害」と任務懈怠による取締役の責任に関する規定は、最高裁判所によって説示される必要がある。

第四章では、英国と日本からミャンマーが学ぶべき点は何かについて論じている。ミャンマーが探求する価値がある英国から学ぶべき点は、自由主義的思考と非公開会社および公開会社に関する不公正な侵害に対する訴えについてである。さらに、株主救済を認めることにおける日本の経験に関して、日本の裁判所の最高裁判所からの制度的独立性、会社法研究チームによる様々な事例の検討そして日本人法学者の自由主義的思考は、ミャンマーの裁判所が注目すべきものであるとする。そして、ミャンマーの裁判所の手引きの中に、不公正な侵害に対する訴えと株主代表訴訟の原則とルールを加えることが必要であることを本章の結論としている。

以上の考察に基づき終章において、論文提出者は、最初に日本人研究者からの株主救済に係る教訓として、少数の株主やグリーンメーラーによる会社乗っ取りに際し、日本の裁判所は多数派株主による支配を重視し、少数株主の法的権利を見逃していたことであり、そこにミャンマーの裁判所は注意する必要があると主張する。次いで、不公正な侵害に対する訴えは経済民主主義を守るものであるが、英国からミャンマーが学ぶことができるのは、公開会社における少数株主保護に、なお、この概念を取り入れなければならないことである、と結論づけている。

審査結果の要旨

本論文は、株式会社における少数株主の救済のための訴えにつき、英国法、日本法を比較し、ミャンマーにおける会社法の立法および解釈ならびに裁判所のとるべき方向性を示している点で注目されるべきものである。また、会社法に関する日本の裁判例が多数参照されており、この点は高く評価できる。

本論文では、ミャンマー法の母法である英国法に関する検討は十分行われている。しかし、ミャンマーと日本とでは社会的経済的状况に大きな相違があり、そのことにより直接的な示唆を得ることが困難であること、英国・ミャンマー法はいわゆるコモン・ロー体系に属し日本法は大陸法系に属するといった法体系の相違があるとはいえ、日本法に関する検討が十分とは言えず、また、そこから得られる示唆についてもやや具体性に欠けている。

しかしながら、これらの点はミャンマー会社法と日本会社法との本格的な比較研究という本論文の学術的価値を損なうものではない。

なお、本論文は英国、日本およびミャンマーの会社法上の少数株主保護の訴えについて専ら法律学の視点から論じたものであることから博士（法学）の学位名称が適切であると判断した。

以上の審査結果から、本論文審査委員会は、全会一致で、本論文が博士論文としての水準に達しており、博士（法学）の学位を授与するに値するものと判断した。